平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交诵省28-34))

施策目標		34 地籍の整備等の国土調査を推進する											担当部局名 土地・建設産業局				地籍整備課長	渡辺 巧
施策目標の概要及び達成すべき目標			地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。											政策体系上の 位置付け		の整備、産業の生産性 者利益の保護	政策評価実施 予定時期	· 平成29年8月
					実績値						,							
業績指標		初期値	目標値 設定年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
126 地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面 積の割合		49%	平成21年度	50%	50%	51%	51%	51%		57%	平成31年度	E 第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値						
127 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積 の割合		40.3%	平成23年度	40.3%	60.9%	70.7%	77.0%	83.8%		100%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値						
		予算	算額計(執行	万額)	28年度										即本十7			
達成手段 28年度 (開始年度) 行政事業レビュー事業番号		25年度 (百万円)	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要 関連する 業績指標 番号 (上段:アウトプット、下段:アウトナ												
(1) 地籍調査(昭和26年度)	365	11691	13,230	13,052	9,466	まとめるも	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取り まとめるものである。主な実施主体は市町村である。国は国土調査法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都 3市町村数の割合									る市町村のうち、国の普及・啓発等の が定めた効率的な測量手法を導入す		
		(11,669)	(13,211)	(13,037)											都市部(DID)を含む市	までに地籍が明確化された土地の面積 (DID)を含む市町村のうち地籍調査に着手した市町		
(a) # +=== * (\overline{x} + \overline{x} + \overli	366	1329	1,843	1,333	556	基本調査は国土調査法等に基づいて都市部と山村部においてそれぞれ実施している。都市部では、官民境界となる街区外周 等(道路と民有地の境界線等)を調査する。山村部では、主な筆界(例えば、3筆以上の筆界点)を有する土地の境界等を調査										を実施した市町	村数	
(2) 基本調査(平成22年度)		(1,228)	(1,703)	(1,201)		する。これらの成果は地図と簿冊であり、後に市町村等により実施される直轄調査であり、国土交通本省及び地方整備局等において執行して						れる地籍調査に活用される。なお、この基本調査は国によ			_	基本調査の成果を活用し、後続の地籍調査に着手した市 村数		調査に着手した市町
(3) 地籍整備推進(平成22年度)	367	298	242	245	114	なっている 特に都市	国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を っている。この仕組みを活用して地籍調査以外の測量成果を機動的に活用しようとす 寺に都市部における地籍調査の進捗率が遅れているため、平成22年度からは都市詰 成果を対象して、国が必要な助成を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行っ							おける地籍調査以外の測		一定程度地籍が明確化される土地改良事業等を除 調査法第19条5項指定件数		事業等を除く、国土
(6) 尼相正明正定(下)及22千支/		(231)	(186)	(136)		量成果を対象として、国が必要な助成を行い、地方公共団体及び民間 ている(地籍調査実施主体別の補助金の額は、地方公共団体:調査に 用の1/3以内)。										地籍整備推進調査費補助金の交付決定件数		2件数
(4) 基準占測景等(昭和26年度)	基準点測量等(昭和26年度) 368	379	343	227	121	地籍調査の実施主体である市町村等の要望を踏まえ、地籍調査の対象地域を中心として、通常、地籍調査を実施する前年度 に国(国土地理院)が基準点を設置している。また、公共事業等に伴って作成される測量成果を対象に、地籍調査と同等以上の 精度・正確さを有する場合に大臣が指定(国土調査法第19条第5項指定)することにより、地籍の明確化を図ることができる制度 があり、この実施に必要な基準点も設置している。												
(4) 基準点測量等(昭和26年度)		(366)	(296)	(196)														
土地境界の明確化の推進(東 (5) 日本大震災関連)	復興庁194	644	347	261	267	いる。 ①地籍調 地割れ	査が実施済	済みの地域 所的に地形:					実施状況に合わせた 配の実施を支援	自治体の支援を行って	_	東日本大震災により利 や再測量等	用不可能となった	≃基準点の検証測量
(平成24年度)		(427)	(339)	(257)		地震に ③地籍調 国直轄に の円滑な写	地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援)地籍調査が未実施の地域]直轄による官民境界調査や市町村等による地籍調査の実施により土地境界情報を整備し、その成果を活用した復旧・復 円滑な実施を支援									地籍が明確化された土地の面積		
(6) 土地分類基本調査 (平成22年度)	未定	79 (64)	59 (57)	53 (53)	52	その他のよ	上壌の物理的	内及び化学 調査を行い	的性質、浸飽	虫の状況そ(の他の主要	な自然的要素す	総合的な観点から、土 並びにその生産力に関 、現在、過去の災害履	関する調査である土地	127		-	

(16) (17) 下水盆について地下水の見える化調査等を実施している。 -	
施策の予算額・執行額 18,191 18,935 (15,506) 14,768 7,684 施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの) 国土調査事業+箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)1及び2 経済財政運営と改革の基本方針2016第2章3(3)	
備考	